

鳥取県ビヨンドコロナ型ビジネスモデル実装推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県ビヨンドコロナ型ビジネスモデル実装推進補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 営利事業者

主たる事業として営利事業を営む者をいう。

(2) 県内事業者

営利事業者のうち、鳥取県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有する者をいう。

(3) 事業者コンソーシアム

少なくとも1者以上の県内事業者を含み、かつ広域的な取組を促進するため、少なくとも1者以上の関連する団体・組合組織等を含む、複数の県内外の営利事業者やその他の団体を構成員とするグループのうち、全ての構成員が、第4条第2号及び第3号のいずれも満たす者であるグループをいう。

(4) 代表事業者

事業者コンソーシアムが行おうとする本補助金を活用した事業について、主体的に取り組む能力を有する事業者で、当該事業者コンソーシアムを代表する県内事業者をいう。

(交付目的)

第3条 本補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響後を見据えた新たな技術、規制緩和、価値観の変容等を捉えた新規性の高い事業モデルの構築支援により、県内経済・産業の持続性を確保し、コロナ禍からの本格再生を図ることを目的として交付する。

(補助対象者の要件)

第4条 本補助金の対象者は、次の要件を全て満たす者とする。

(1) 事業者コンソーシアムの代表事業者であること。

(2) 第6条第1項及び第7条第3項の規定による申請書等の提出を行った日から起算して過去2年間の事業活動に関し、故意又は重大な過失による法令違反をしていると認められる者（法人にあっては、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第8項の規定による関係会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を、組合等にあってはそれを構成する事業者の役員を含む。）でないこと。

(3) 次のいずれにも該当する者でないこと。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

エ 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(補助金の交付)

第5条 知事は、第3条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者（以下「補助対象者」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助対象者が行う補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の合計額に同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下

(千円未満は切り捨てる。)とし、上限は同表の第5欄に定める額とする。また、補助対象期間は、同表の第6欄に定める期間とする。

- 3 本補助金とは別に県から同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている事業については、補助対象としないものとする。
- 4 補助事業の実施に当たっては、鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、県内事業者への発注に努めなければならない。

(補助事業提案書等の提出及び事業の採択)

第6条 本補助金の交付を受けようとする者は、様式第1号による補助事業提案書、第2号による補助事業計画書及び第3号による補助事業収支予算書を、商工労働部商工政策課長が定める期日までに提出するものとする。

- 2 知事は、前項の補助事業提案書等の提出があったときは、補助事業計画の評価等を行い、採択の可否を決定するものとする。
- 3 前項の評価等は、別に定める基準に基づき行うものとする。

(交付申請の時期等)

第7条 知事は、前条第2項に規定する採択の可否を決定後、補助事業提案書等を提出した者に対し、速やかに採択の可否を通知する。

- 2 前項の通知は、様式第4号により行うものとする。
- 3 事業採択となった者は、別に定める日までに、規則第5条の交付申請書を知事に提出しなければならない。
- 4 規則第5条の交付申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第2号及び第3号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第8条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して30日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第5号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第9条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額を伴う変更
- (2) 交付目的の達成に支障が生じ、又は事業効率の低下をもたらすおそれのある事業計画の変更
- 2 前条第1項の規定は、規則第12条第1項に規定する変更等の承認について準用する。
- 3 規則第12条第3項の申請書に添付すべき書類は、様式第2号及び第3号によるものとする。

(実績報告の時期等)

第10条 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)を、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了、中止又は廃止の日から起算して15日を経過する日
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月15日
- 2 規則第17条第1項の実績報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第6号及び第7号によるものとする。

(補助金等進捗状況報告の時期等)

第11条 規則第17条第3項の規定による補助金等進捗状況報告書は、各年度(前条第1項の実績報告に係る年度を除く。)の翌年度の4月15日までに行わなければならない。

- 2 前項の報告は、様式第8号により行うものとする。

(現地調査等)

第 12 条 知事は、前条第 1 項により提出された補助金等進捗状況報告書を審査し、必要に応じて補助事業の進捗について職員に現地調査を行わせ、状況に応じて事業の進捗を促すことができるものとする。

(補助金の支払)

第 13 条 知事は、補助対象経費が適正に支出されていると認めた場合、交付決定額の範囲内で補助事業者の補助対象経費の支払実績額に対応する補助金を補助事業者へ支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業者から補助事業に係る経費について補助金の概算払を請求されたときは、知事はその内容を審査し、適切と認められる場合に限り、原則として鳥取県の一般会計年度につき 1 回に限り、交付決定額かつ一般会計年度における当該予算の範囲内で補助事業者が申請する額を支払うことができるものとする。

3 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、様式第 9 号を知事に提出しなければならない。

4 規則第 19 条の規定による概算払の通知は、様式第 10 号によるものとする。

5 規則第 20 条第 1 項の申出は、様式第 11 号により行うものとする。

(財産の処分制限)

第 14 条 規則第 25 条第 2 項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第 25 条第 2 項第 4 号の財産は、交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるものとする。

3 規則第 25 条第 2 項の知事の承認に係る申請は、様式第 12 号により行うものとする。

4 第 8 条第 1 項の規定は、規則第 25 条第 2 項の知事の承認について準用する。

(財産の処分に伴う収益納付)

第 15 条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から起算して 30 日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、知事はその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者はこれに従わなければならない。

(補助金の交付等に係る手続の停止等)

第 16 条 知事は、補助事業の休廃止等が想定される場合には、第 8 条第 1 項の規定による本補助金の交付決定後であっても、本補助金の交付等に係る手続を停止できるものとする。

2 前項の実施手続、停止後の取扱い、停止の解除及び解除後の本補助金の交付方法等は、補助事業者との協議により決定するものとする。

(補助事業の成果等の報告等)

第 17 条 商工労働部長は、第 3 条の目的の達成に資するため、補助事業者に補助事業の状況等について報告又は発表をさせることができる。

(消費税及び地方消費税の取扱い)

第 18 条 本補助金の交付等に関する手続きにおいては、特段の指定がある場合を除き、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の額は含めないものとする。

(雑則)

第 19 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

別表（第5条関係）

1 補助事業	新型コロナウイルス感染症の影響後を見据えた新たな技術、規制緩和、価値観の変容等を捉えた新規性の高い事業の仕組みづくりに資する事業												
2 補助対象者	第4条各号に規定する要件を満たす者												
3 補助対象経費	<table border="1"> <thead> <tr> <th>費目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マーケティング戦略費</td> <td>市場調査、マーケティング戦略構築等に要する経費</td> </tr> <tr> <td>試作・実証費</td> <td>技術・サービスの試作及び実証に要する経費（機械器具費、原材料費、外注費、産業財産権導入費、賃借料、専門家謝金・旅費、運搬費 等）</td> </tr> <tr> <td>プロモーション費</td> <td>デザイン、広告宣伝、展示会出展等に要する経費</td> </tr> <tr> <td>コンソーシアム運営費</td> <td>事業者コンソーシアムの運営に要する経費（会議費、旅費、交通費 等） ※当該費目に補助金を充当できる額の上限は、補助金額全体（交付申請額）の5%とする。</td> </tr> <tr> <td>その他の経費</td> <td>上記の費目以外に補助事業の遂行に必要と認められる経費 ※いずれの費目についても、事業者コンソーシアムの構成員の人件費（従業員、アルバイト等に係る給与、賃金相当額）は対象外とする。</td> </tr> </tbody> </table>	費目	内容	マーケティング戦略費	市場調査、マーケティング戦略構築等に要する経費	試作・実証費	技術・サービスの試作及び実証に要する経費（機械器具費、原材料費、外注費、産業財産権導入費、賃借料、専門家謝金・旅費、運搬費 等）	プロモーション費	デザイン、広告宣伝、展示会出展等に要する経費	コンソーシアム運営費	事業者コンソーシアムの運営に要する経費（会議費、旅費、交通費 等） ※当該費目に補助金を充当できる額の上限は、補助金額全体（交付申請額）の5%とする。	その他の経費	上記の費目以外に補助事業の遂行に必要と認められる経費 ※いずれの費目についても、事業者コンソーシアムの構成員の人件費（従業員、アルバイト等に係る給与、賃金相当額）は対象外とする。
	費目	内容											
	マーケティング戦略費	市場調査、マーケティング戦略構築等に要する経費											
	試作・実証費	技術・サービスの試作及び実証に要する経費（機械器具費、原材料費、外注費、産業財産権導入費、賃借料、専門家謝金・旅費、運搬費 等）											
	プロモーション費	デザイン、広告宣伝、展示会出展等に要する経費											
	コンソーシアム運営費	事業者コンソーシアムの運営に要する経費（会議費、旅費、交通費 等） ※当該費目に補助金を充当できる額の上限は、補助金額全体（交付申請額）の5%とする。											
その他の経費	上記の費目以外に補助事業の遂行に必要と認められる経費 ※いずれの費目についても、事業者コンソーシアムの構成員の人件費（従業員、アルバイト等に係る給与、賃金相当額）は対象外とする。												
4 補助率	3分の2												
5 補助金上限額	10,000 千円												
6 補助対象期間	12 月以内												

- (注) 1 消費税及び地方消費税は補助対象経費から除くものとする。
 2 振込手数料は補助対象経費から除くものとする。